

伊勢原市中小企業 設備投資支援事業補助金要領

この制度は、市内の中小企業者等の生産性向上に向けた設備投資に要した経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、中小企業者等の設備投資意欲の向上及び経営基盤強化を図るものです。

**伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金事業計画概要書は、
当該年度の12月末までに【必着】で提出してください。**

- ※ 必ず設備の引渡しまでに伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金事業計画概要書を提出してください。概要書が提出されない場合は補助金の交付申請をすることができません。
- ※ 予算額を超える申請があった場合は、期限前であっても受付を締め切ります。
- ※ 概要書に記載の金額を上回る申請は、できませんのでご注意ください。
- ※ 補助対象事業については当該年度の2月末までに設置可能なものに限り、期限までに設置ができない場合は事前に相談してください。



- 1 補助対象者(次のすべてを満たす方が補助金の交付対象者となります。)
- (1) 市内において1年以上継続して製造業を営み、かつ個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。
 - (2) 納付期限の到来した市税を完納していること。
 - (3) 自社製品を設置するものではないこと。

製造業の業種

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電機機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

- ※1. 「日本標準産業分類」に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要です。
製造業以外の業種を兼業している場合は、昨年1年間における製造業での売上げが一番多くなっている必要があります。

2 補助対象事業

(1) 総額が160万円以上の機械及び装置

(2) 市内の自社工場内(賃貸も含む)に設置したもの

※生産の拡大、新製品の開発及び生産などのために設置する機械及び設置に限る

3 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)

設備購入経費

(例) 機械購入費、部品代、アプリケーションソフト購入費、設定費など

※ 運搬費、工事費、設置費等については、補助対象となりません。

※ 国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等を控除した残りの額が補助対象経費となります。

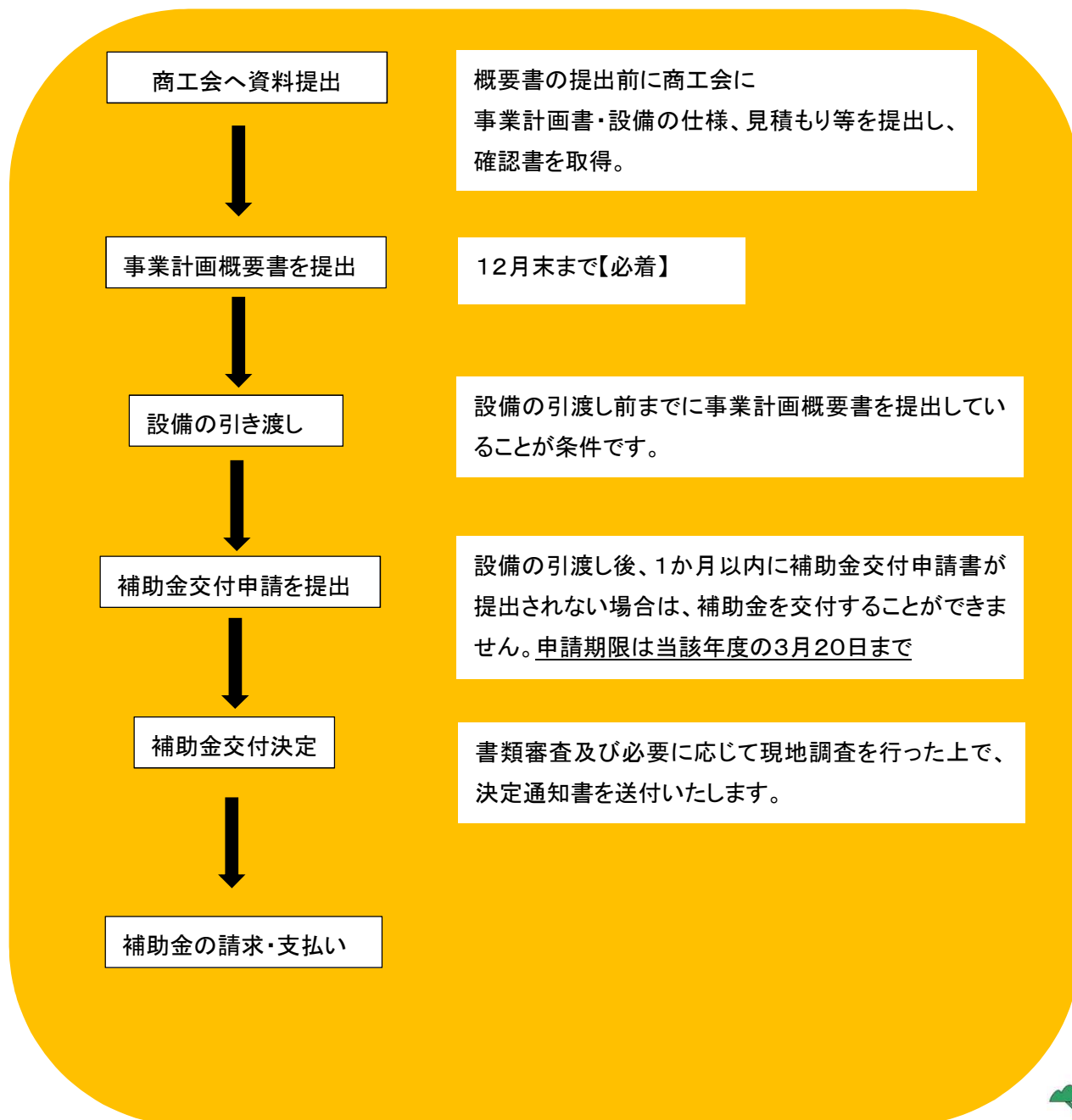
4 補助金額

(1) 補助対象経費の1/5以内とする。

(2) 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

※ 補助限度額50万円

5 補助金交付までの流れ



6 申請書類

(1) 事業計画概要書(第1号様式)の提出

- ア 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書又は個人の場合にあっては住民票の写し

- イ 伊勢原市商工会の確認書
- ウ 事業計画書
- エ 補助対象設備の仕様が分かる書類(カタログ及びパンフレット等)
- オ 補助対象設備の見積書
- カ 収支予算書(第2号様式)
- (2) 交付申請書(第3号様式)
 - ア 補助対象設備の契約書の写し
 - イ 事業報告書(第4号様式)
 - ウ 収支決算書(第5号様式)
 - エ 補助対象設備の領収書等
 - ※領収書で支払いの内訳が確認できない場合は請求書等の書類が必要
 - オ 補助対象設備の写真
 - カ 補助対象設備の配置図
 - キ その他市長が必要と認める書類

7 申請回数の制限

年度内に設備1基、1回限りの申請となります。

8 注意事項

- (1)設備の引渡し後、1か月以内に補助金の申請をされないと補助金を交付することができません。
- (2)補助対象設備の状況及び償却資産の申告状況を確認するための現地調査を実施する場合があります。
- (3)次の要件に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - ウ 法令又は伊勢原市中小企業設備投資支援事業交付要綱に違反したとき。
 - エ 交付決定後3年以内に事業を廃止又は市内での営業を取りやめたとき。
 - オ 交付決定後3年以内に補助対象設備を売却・譲渡・交換・貸付又は市外の工場等へ移したとき。

9 書類の提出期限

(1)伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金事業計画概要書

12月末日まで【必着】

※ 伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金事業計画概要書の提出後に現地調査を行う場合があります。

(2)伊勢原市中小企業設備投資支援事業補助金交付申請書

※ 設備の引渡し後、1か月以内(必着)に商工観光課まで申請してください。

【補助金全般の問合せ先】

伊勢原市役所 経済環境部 商工観光課

(2階3番窓口)

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348

電話 0463-94-4732

【確認書の問合せ先】

伊勢原市商工会

〒259-1131 神奈川県伊勢原市伊勢原 2-7-31

電話 0463-95-3233